



2023年7月10日

各 位

会 社 名 テスホールディングス株式会社

代表者名 代表取締役社長 山本 一樹
(コード：5074 東証プライム)

問合せ先 執行役員管理本部長 平倉 正章
(TEL：06-6308-2794)

既存株主による第3回新株予約権の行使状況に関するお知らせ

2023年6月21日付「一部コミットメント型ライツ・オファリング（サステナビリティライツ・オファリング）に関するお知らせ」（以下「本プレスリリース」といいます。）において公表しております一部コミットメント型ライツ・オファリングに関し、当社は、当社の取締役会長であり、かつ筆頭株主である石脇秀夫に割り当てられた当社第3回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）5,775,300個のうち、2,000,000個について、その資産管理会社であり、かつ大株主である合同会社ストーンサイドに割り当てられた本新株予約権2,600,000個のうち、2,600,000個について、当社の取締役である高崎敏宏の資産管理会社であり、大株主である合同会社たかおか屋に割り当てられた本新株予約権2,365,500個のうち、1,750,000個について、当社の代表取締役である山本一樹の資産管理会社であり、かつ大株主である株式会社Kに割り当てられた本新株予約権2,151,650個のうち、1,750,000個について、当社の取締役である藤井克重の資産管理会社であり、大株主である株式会社瑛に割り当てられた本新株予約権2,000,000個のうち、300,000個について、当社の連結子会社であるテス・エンジニアリング株式会社の取締役である石田智也に割り当てられた本新株予約権698,250個のうち、400,000個について、テス・エンジニアリング株式会社の取締役である渡務に割り当てられた本新株予約権583,100個のうち、583,100個について、当社の連結子会社である共立エンジニアリング株式会社の代表取締役である飯田豊治に割り当てられた本新株予約権583,100個のうち、250,000個について、それぞれ本日までに行使請求を行った旨、各株主から報告を受けましたのでお知らせいたします。

本プレスリリースにおいて公表したとおり、石脇秀夫、高崎敏宏、山本一樹及び当社の取締役である藤井克重、それぞれの資産管理会社である合同会社ストーンサイド、合同会社たかおか屋、株式会社K及び株式会社瑛、並びに石田智也、渡務及び飯田豊治からは、これらの株主へ割り当てられる本新株予約権のうち4割程度の本新株予約権につき行使の意向が示されておりましたが、上記の報告によれば、本日までに、これらの株主に割り当てられた本新株予約権の数の合計19,906,200個のうち4割以上である計9,633,100個の本新株予約権について行使請求がなされたこととなります。

なお、上記の各株主からは、主に保有する当社株式を用いた株式担保融資又は保有する当社株式若しくは本新株予約権の一部の売却等により、権利行使のための資金の手当てを進め、資金の手当てができた範囲内で最大限可能な数の新株予約権を2023年8月24日までに行使する意向であるとの報告を受けており、今後も各株主の資金の手当ての状況によっては、資金の手当てができた範囲内で追加的に本新株予約権が行使される可能性があります。

また、本書は本日時点における上記以外の本新株予約権の行使状況及び当社の発行済株式総数を公表するものではございません。本新株予約権の行使期間内における一般投資家の行使状況及びその時点における発行済株式総数の公表につきましては、本プレスリリースにおいて公表したとおり、2023

年7月14日以降、一般投資家権利行使期間の最終日（2023年8月24日）までの毎週金曜日（金曜日が祝日の場合には翌週の月曜日）に順次公表する予定であります。なお、権利行使期間中における行使状況につきましては、上記以外にも必要に応じて公表することがあります。

これとは別に、当社が取得した本新株予約権を引受会社に譲渡したとき（譲渡日は2023年8月29日）には、その内容を速やかに公表いたします。また、一般投資家の最終行使状況につきましては、一般投資家権利行使期間が終了した後、当該行使状況が判明次第、速やかに開示いたします。

以 上

ご注意：

この文書は、当社の既存株主による第3回新株予約権の行使状況に関して一般に公表するための公表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

本新株予約権の行使、売買その他の投資判断につきましては、本プレスリリース及び2023年6月21日付で提出されている有価証券届出書（URL：<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>）を熟読された上で、株主又は投資家の皆様個人の責任において行う必要があることをご理解いただければと存じます。

なお、本書は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘を構成するものではありません。本新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令（1933年米国証券法を含みます。）に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。